

財務省第12入札等監視委員会
令和7年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	令和8年6月16日(火) 福岡合同庁舎 本館5階 共用第2会議室	
委 員	委 員 大橋 敏道(福岡大学 法学部教授)	
	委 員 柴田 祐二(柴田公認会計士事務所 公認会計士)	
	委 員 森 裕美子(森総合法律事務所 弁護士)	
審議対象期間	令和8年1月1日(木) ~ 令和8年3月31日(土)	
契約締結分の概要説明	審議対象期間に係る契約締結分及び契約実績状況調書の概要を説明	
抽出事案	4件	(備考)
競争入札(公共工事)	1件	契約件名 : 佐世保合同庁舎監視カメラシステム更新工事 契約相手方 : セコム株式会社(法人番号6011001035920) 契約金額 : 1,847,450円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月3日 担当部局 : 福岡財務支局
随意契約(公共工事)	一件	—
競争入札(物品役務等)	3件	契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン検査装置(薬物AI解析機器を含む)調達 2式 契約相手方 : 株式会社東芝(法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月27日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の調達 2式 契約相手方 : 株式会社東芝(法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月25日 担当部局 : 長崎税関
		契約件名 : 文書裁断機の購入 契約相手方 : 株式会社福助屋(法人番号3290001016237) 契約金額 : 16,813,500円(税込) 契約締結日 : 令和8年2月20日 担当部局 : 福岡国税局
随意契約(物品役務等)	一件	—
うち応札(応募)業者数 1者関連	2件	契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン検査装置(薬物AI解析機器を含む)調達 2式 契約相手方 : 株式会社東芝(法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月27日 担当部局 : 門司税関
		契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の調達 2式 契約相手方 : 株式会社東芝(法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月25日 担当部局 : 長崎税関
委員からの意見・質問 それに対する回答等	次ページ以降のとおり	
委員会による意見の具申 又は勧告の内容	な し	

意見・質問	回 答
【事案 1】 契約件名 : 佐世保合同庁舎監視カメラシステム更新工事 契約相手方 : セコム株式会社 (法人番号6011001035920) 契約金額 : 1,847,450円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月3日 担当部局 : 福岡財務支局	
低落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率になった原因を検証する必要がある。	
更新工事とは、既存の監視カメラ機器一式を撤去し、新しい機器一式を同じ箇所に設置することか。設置数・箇所等に変更はないのか。	工事内容は、質問のとおり、既存の機器をすべて撤去し、新しい機器を同じ箇所に設置するものであり、設置数・設置箇所ともに変更はない。
既存の監視カメラについては、いつ、どのような業者が設置したのか。また、その際の入札状況はどのようなものだったか	設置時期は平成20年頃、設置業者は今回の落札者で、入札状況は当時の資料が廃棄済みのため不明である。
予定価格調書の積算価格算出内訳書の直接工事費内訳明細の備考欄で指摘される「業者見積価格」「業者聞き取り」とは、業者参考見積書を提出した業者の見積りになるのか。また、機器代金に低減率を乗じている根拠は何か。	「業者見積価格」と「業者聞き取り」の業者は、業者参考見積書提出業者である。また、機器代金に低減率を乗じているのは、業者の参考見積書が競争性を加味していない価格であったことから、競争性が働くことを踏まえ、低減率を用いる必要があると判断したことによるもの。この低減率は、過去から当局が慣例として用いており、明確な根拠はない。
予定価格調書の作成において、業者参考見積を当該業者に依頼した理由は何か。	既存の機器のメーカーが当該業者であったことから、本件工事の仕様書を作成するにあたり、交換する機器の規格等の相談と併せて参考見積をお願いしたもの。
業者見積価格を1者から聴取されているが、複数の者から聴取できなかったのか。	監視カメラの設置が可能な業者を探したが、佐世保市内の業者が見つからなかったことから、既存業者1者からの聞き取りとなった。
他の入札参加業者に参考見積をもらうことができなかったのか。	参加業者が佐世保市外又は長崎県外の業者であり、監視カメラ設置工事が可能な業者という認識がなかった。今回の入札で、県外からの参加も可能と認識できたため、情報収集の範囲を拡げることも検討する余地があると考えている。
他の庁舎の設置業者に参考見積を依頼できなかったのか。	当局の管理する庁舎において、過去、監視カメラ設置工事を実施した案件で参考となるのが長崎財務事務所であるが、設置業者が落札者であった。
参考見積の価格が競争性が働いていないと判断した理由、低減率を採用するに至った経緯は何か。	仕様書において、設置機器のメーカー指定を行っていないため、様々な業者からの入札参加が見込まれ、競争性が働くとの認識のもと、最低限ではあるが今回の低減率を用いた。
入札状況調書において、応札業者3者うち2者が予定価格との乖離が大きい、このような状況となった原因・理由としてはどのような点が考えられるか。	仕様書において最低限必要な規格・性能を提示しており、メーカーや型式を指定していないため、在庫品や取引先から安く調達できると判断したことが理由ではないかと考えている。

予定価格の積算が適正であったか、また、低落札率になった原因はなにか。	低落札率となった要因は以上となるが、予定価格の算定にあたっては、機器の低減率の調査や市場価格調査の方法を検討する余地があると考えている。
本件監視カメラシステムの保守契約の内容と年間のランニングコストはどれくらいか。	本件に関しては年間の保守契約を締結していない。 なお、カメラ、レコーダー、モニターなど、個別機器に故障が発生した都度、修繕工事を行っており、コストは年度によって異なる。
この監視カメラと機械警備をまとめて調達することで国側のメリットはあるのか。	機械警備が5年間の保守契約であり、監視カメラが設置のみの工事と契約形態が異なるため、予算確保の方法が異なることや全国的にそのような調達をしたとの情報がなく、まとめて調達することにコストメリットはあるかもしれないが、現時点で調達方法を見直すところまで及んでいない。 しかしながら、一部の庁舎において監視カメラの設置工事を検討しており、機械警備と併せて調達できないかとの相談は受けている。

意見・質問	回 答
【事案 2】 契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン 検査装置(薬物AI解析機器を含む) 調達 二式 契約相手方 : 株式会社東芝 (法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月27日 担当部局 : 門司税関	
1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのか検証する必要がある。	
本件装置はA社HPの製品と同一か。同一であるとすれば、当該製品は落札業者以外の業者が取り扱っているが、その業者が入札に参加しなかった理由は何か。	本契約により納品される機器は、A社HPの製品に薬物AI解析機能を付加したものとなるので、薬物AI解析機能を付加していないものであれば、当関における過去の類似案件一覧表記載のA社又はB社も参加可能であったと思われる。ただし、この度は薬物AI解析機能を備えることを条件としており、本機能を付加させることは、契約者以外に出来ないとの認識である。
仕様書で指定されるような機器を扱っている業者は、落札業者以外には居ないのか。	上記に同じ
類似案件一覧表で挙がっている応札業者(今回の落札業者を除く)では取り扱えないのか。	上記に同じ
予定価格調書において、C社を聴取先とした理由は何か。なお、C社は、2025年4月1日、落札業者に吸収合併されている。	予定価格調書作成時点において、吸収合併されているため、契約者名を記載すべきものを誤って記載したものである。
納品後の装置の保守点検等については、どのようなになっているのか。	納入後1年間の無償保証期間が終了した後は、別途、保守契約を締結することを検討することとなる。
見積金額を聴取できる先は他になかったのか。	薬物AI解析機能を備える3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の納入は契約者以外に出来ないと認識しているため、見積金額を聴取できる先は他に無いと思われる。
従前、調達していた機器には薬物AI解析機能は備わっていなかったのか。	当関における3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の調達はこの度を含めて3回であり、うち2回は薬物AI解析機能を備えた機器である。
仕様書は事案3の長崎税関と同様と思われるが統一の仕様書があるのか。	仕様書は関税局監視課から提供される雛型を基に作成している。
門司税関におけるX線検査装置の導入状況について教えてほしい。	博多及び北九州の2箇所に大型X線検査装置がある。その他、車載式や固定式のものが複数の署所に配備されており、1方向、2方向X線照射のものがある。3次元画像解析X線CTスキャン検査装置は福岡空港の旅具検査、博多支署の通販貨物対応のために配備されている。
1者応札を是正することは難しいのか。	現時点においては、契約者以外に納入することが出来る者が無いとの認識であるため、難しいと思われる。

意見・質問	回 答
【事案 3】 契約件名 : 3次元画像解析X線CTスキャン 検査装置の調達 2式 契約相手方 : 株式会社東芝 (法人番号2010401044997) 契約金額 : 438,680,000円(税込) 契約締結日 : 令和8年3月25日 担当部局 : 長崎税関	
1者応札かつ高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのか検証する必要がある。	
本件装置は第2事案の製品と同一か。また、長崎税関を含む複数の税関で同時に調達が進んでいる理由は何か。	第2事案の製品と同一である。 令和7年度補正予算において、「治安対策を推進するため行う監視取締用機器の整備」として、「監視取締用機器緊急整備費」が各税関に認められたことから、複数の税関で同時に調達が進んだもの。
仕様書で指定されるような機器を扱っている業者は、落札業者以外はいないのか。	今回調達したX線CTスキャン装置は、薬物AI解析機器を含む装置であり、把握している限り、今回落札した業者のものしかない。
類似案件の応札者等一覧表で挙がっている応札業者では取り扱えないのか。	X線CTスキャン装置だけであるなら、類似案件の応札者の参加可能性が見込まれるが、薬物AI解析機器を含む装置は今回落札業者のみが扱っているものと把握している。
予定価格調書において、落札業者以外で類似案件の応札者等一覧の応札業者から参考意見を聴取することは難しいのか。	薬物AI解析機器を含む装置は今回落札業者のみが扱っており、取扱いのない業者から参考意見は聴取できていない。
納品後の装置の保守点検等については、どのようなになっているのか。	令和10年3月31日までは無償期間となっているが、その後は、保守契約を行うことを予定している。公募を実施し、同社以外にも請け負うことのできる者がいないか確認することとなる。他に希望する者がいなければ同社と契約することとなる。
本業務を履行可能な事業者は見積書を徴した先のみとされているが、それはどういう点からなのか。	薬物AI解析機器という点であり、他者での取扱いがなく、見積取得は困難となっている。
複数の税関でも調達が進んでいるとのことだが、どの税関が調達しているか、どの程度把握しているのか。どこも同じような状況か。	税関ホームページの落札公表において複数の税関で確認している。全て落札者が落札しており、落札金額が長崎税関と同一の税関もあったので、同様の状況と認識している。
仕様書は門司税関のものとほぼ同一であるが、雛形があるのか。	取締機器を担当する部門が、関税局と調整して作成したと聞いている。
関税局としてAI機能が必要であるとして、仕様書を設定したということか。	そのように考えている。

意見・質問	回 答
【事案 4】 契約件名 : 文書裁断機の購入 契約相手方 : 株式会社福助屋 (法人番号3290001016237) 契約金額 : 16,813,500円(税込) 契約締結日 : 令和8年2月20日 担当部局 : 福岡国税局	
高落札率であるため、予定価格の積算が適正であったか、また、競争性が働いているのか検証する必要がある。	
入札状況調査書において、応札業者3者うち、落札者以外の2者が予定価格を超えているが、そうなった原因・理由としてはどのような点が考えられるか。	調整率を採用し、精緻に予定価格を設定したことが、理由と考えられる。
予定価格調査書において、「2.諸経費」の単価は「業者聞き取りによる」とあるが、どのような業者か。また、当該業者を聴取先とした理由は何か。	前年の応札者2者から聴取しており、うち1者は前年及び本件の落札者である。
近年の同種案件の入札一覧表をみると、基本的に応札者は2から3者に絞られているようであり、落札者も固定化されているが、そうなった原因・理由は何か。	応札者が少ない原因としては、納入期限が3月31日と納期がタイトなこと。また、仕様書に合致する物品が2メーカーの2製品に限られ、当該2メーカーと繋がり薄い業者は応札をしないことが考えられる。
今後、応札者を増やす対策等として何が考えられるか。	文書裁断機の仕様について、裁断寸法など仕様を緩和することが困難な部分はあるが、極力多くのメーカーの製品が仕様に合致するよう、見直しが可能な部分がないかについて検討していきたい。
令和4年1月の入札では1者応札だったが、令和7年2月の入札は3者が応札している。入札に関して、何か変化があったのか。	令和4年1月の入札時は、コロナ禍で文書裁断機の国内在庫が非常に少ない状況となり、落札業者以外は仕様書の数量を確保できなかったことから、1者応札となっており、令和4年1月が特殊であったと考えている。
仕様書に合致する製品は2製品とのことだが、2製品の定価には大きな差がある。実際に納入されたのはどちらの製品か。	実際に納品されたのは、定価が低い方の製品である。
本件は複数者の応札となったが、入札参加の勧奨は行ったか。	前年応札した3者と、別案件に応札した実績のある3者の計6者に対し入札参加の勧奨を行った。

【委員会の審議結果】	
(第1事案について) 監視カメラ設置工事は警備会社だけではなく、電気工事会社等も取り扱えるため、応札者が少ない点に多少の疑問が残るところ。 また、警備関連全般に関して、特定の業者のみ落札しているという状況も競争性の観点から好ましくない。 さらに、警備関連業務が複数案件に分割されているが、監視カメラと機械警備を一体として提供しているサービスもあるため、庁舎警備が複数の案件に分割されていることについて、発注方法を見直すことを検討されたい。	
(第2事案について) 調達機器の特殊性から契約者以外からの入札が見込めないことは理解できた。また、当該機器の調達仕様については、関税局の主導のもと決定されており、門司税関のみで判断できないことも理解できた。一方で、2者以上の応札とするため、仕様書の見直しについて、関税局には検討をお願いしたい。	
(第3事案について) 仕様を満たす製品が落札者の製品に限られることから、保守契約等も含め今後も競争性が低い状態が継続することが懸念される。 また、仕様書の内容が関税局で決定されていることから、複数者が対応可能な仕様書を作成するなど、関税局に検討をお願いしたい。	
(第4事案について) 以前に比べて複数者応札が成立するようになっており、その努力については評価している。 発注方法が特殊なため、対応できる業者が限られる状況は理解できるが、仕様書に合致する製品が実質1製品に限られていることから仕様書の見直しを検討されたい。 また、入札時期の前倒しについても同様に検討されたい。	